

利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人空家・空地活用サポート SAGA (以下「当団体」という。)の役職員の利益相反に該当する事項についての自己申告に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、当団体の役職員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当団体以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること (以下「兼職等」という。)となる場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、当団体と役職員との利益が相反する可能性がある場合 (当団体と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係する (兼職等を除く。) ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。) に関しても前項と同様とする。

3 役職員は、原則として利益相反に相当する行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

4 事務局長が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを代表理事に対して行うものとする。

(定期申告)

第4条 役職員は、毎年3月に当該役職員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が理事である場合には代表理事 (但し、申告を行った者が代表理事である場合はそれ以外の理事) と、監事である場合には他の監事とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、当団体との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置 (以下「適正化等措置」という。) を求めるものとする。

2 前項にかかわらず、第3条第4項に規定する場合、申告を受けた代表理事又は副代表理事は、申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った事務局長に対して適正化等措置を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和2年3月5日から施行する。(令和2年3月5日理事会決議)